

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1—38（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信技術の活用）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1—38（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信技術の活用）の運用について（平成 15 年 4 月 1 日総総一 213）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 2 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第 6 条関係</p> <p>1 この条の第 1 項第 4 号の「人事院が定める電子証明書」は、</p>	<p>第 6 条関係</p> <p>1 この条の第 1 項第 4 号の「人事院が定める電子証明書」は、</p>

政府認証基盤（複数の認証局によって構成される認証基盤であって、政府が、国の行政機関の長その他の国家公務員の職の証明その他電子情報処理組織を使用した手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。

）を構成する認証局が発行する電子証明書とする。

（削る）

（削る）

2 （略）

次に掲げる電子証明書とする。

一 省庁間電子文書交換システムにおいて使用される電子証明書

二 政府認証基盤（複数の認証局によって構成される認証基盤であって、政府が、国の行政機関の長その他の国家公務員の職の証明その他電子情報処理組織を使用した手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）を構成する認証局が発行する電子証明書

2 （略）

以 上